

中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画の運用に係る実施要領

第1 先端設備等導入計画の認定手続

(1) 先端設備等導入計画の提出<賃上げ方針の表明有り>

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第22）
- ② 認定経営革新等支援機関の事前確認書（以下「事前確認書」という。）（施行規則第25条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（以下「投資計画確認書」という。）（施行規則第25条第3項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（施行規則第25条第4項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」）

【運用】

- 一 市区町村は、中小企業者から法第52条による先端設備等導入計画の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、先端設備等導入計画が法第52条第4項各号に適合するものであると認めるときは、参考様式第1を先端設備等導入計画の申請書の写しとともに袋綴じ（テープでの接着等、認定書と申請書の写しが一体であることが分かる方法であれば可。以下同じ。）し、申請者に交付する。
また、認定しないこととしたときは、参考様式第2に認定しない理由を記し、申請者に交付する。
- 二 申請書中「宛名」は官職名のみの記載でも足りることとし、「(備考)」及び「(記載要領)」は省略して提出して差し支えないこととする。
- 三 申請書中「1 名称等」の、「資本金又は出資の額」及び「常時使用する従業員の数」について、法の定める中小企業者の要件に該当するか確認を行う。その際の業種判断については「主たる業種」で確認する。
- 四 申請書中「4 先端設備等導入の内容(2)先端設備等の導入による労働生産性向上の目標」には、労働生産性向上の目標が同意導入促進基本計画で定められた基準以上であることを確認するとともに、事前確認書が添付されていることを確認すること。

五 申請書中「4 先端設備等導入の内容（3）先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第2項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に適合しているかについて確認する。また、施行規則第7条第2項に掲げる要件については、投資計画確認書が添付されていることを確認するとともに、設備等の名称／型式、取得年月（導入時期）、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額等が申請書の記載と一致することを確認すること。

六 申請書中「6 雇用に関する事項」に記載されている賃上げ方針について、新規の計画申請日の属する事業年度（令和7年4月1日以降に開始する事業年度に限る）又はその翌事業年度と新規の計画申請日の属する事業年度の直前の事業年度の比較になっているかを確認する（法人は事業年度、個人事業主は暦年）とともに、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させるものか（特例率1/2）、3%以上増加させるもの（特例率1/4）か確認する。

七 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」について、申請書中「6 雇用に関する事項」に記載されている内容と齟齬がないかを確認するとともに、賃上げ方針の説明を受けた従業員代表の署名（記名・押印も可）があるかを確認する。

八 先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

九 施行規則第25条第5項に規定する書類の提出を申請者に求める場合には、先端設備等導入計画の申請者は中小企業者であることや、補助金制度等との趣旨の違いを考慮し、同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要なものを精査し、最小限の範囲とすること。

（2）先端設備等導入計画の提出＜賃上げ方針の表明有り＞ [リース契約の場合]

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第22）
- ② 事前確認書（施行規則第25条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 投資計画確認書（施行規則第25条第3項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（施行規則第25条第4項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」）
- ⑤ リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

【運用】

- 一 **（１）先端設備等導入計画の提出＜賃上げ方針の表明有り＞** における運用一から七及び九と同じ。
- 二 地方税法附則第15条第43項に基づく固定資産税の課税標準の特例の対象となる設備を所有権移転外リースにて取得する場合又はリース会社が納税する所有権移転リースにて取得する場合には、リース契約見積書と公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写しが添付されていることを確認すること。
- 三 申請者がリース会社へ手続を依頼する際に、賃上げ方針の表明の内容についてもリース会社へ連絡することとなっているが、固定資産税軽減計算書やリース契約見積書の金額にそれが適正に反映されているかを確認すること。（特例率：1/2又は1/4）
- 四 リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

（３）先端設備等導入計画の提出＜賃上げ方針の表明無し（税制適用を受けない場合）＞

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第22）
- ② 事前確認書（施行規則第25条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）

【運用】

- 一 **（１）先端設備等導入計画の提出＜賃上げ方針の表明有り＞** における運用一から四、八及び九と同じ。
- 二 申請書中「4 先端設備等導入の内容（3）先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に適合しているかを確認する。

**(4) 先端設備等導入計画の提出<賃上げ方針の表明無し(税制適用を受けない場合)>
[リース契約の場合]**

【確認すべき書類】

- ① 申請書(施行規則様式第22)
- ② 確認書(施行規則第25条第2項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」)

【運用】

- 一 **(1) 先端設備等導入計画の提出<賃上げ方針の表明無し>**における運用一から四及び九と同じ。
- 二 申請書中「4 先端設備等導入の内容(3) 先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第1項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に適合しているかについて確認する。
- 三 リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

第2 先端設備等導入計画の変更に係る認定手続

(1) 先端設備等導入計画の変更申請の提出<当初提出された賃上げ方針の内容を変更するため、新たな賃上げ方針を位置付ける場合>

【確認すべき書類】

- ① 申請書(施行規則様式第23)
- ② 事前確認書(施行規則第26条第3項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」)
- ③ 投資計画確認書(施行規則第26条第4項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」)
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(施行規則第26条第5項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」)

【運用】

- 一 市区町村は、法第53条第1項による認定先端設備等導入計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更後の先端設備等導入計画が法第52条第4項の認定基準に該当するものであると認めるときは、参考様式第4を先端設備等導入計画の変更申請書の写しとともに袋綴じし、申請者に交付する。

また、認定しないこととしたときは、参考様式5に認定しない理由を記し、申請者に交付する。

二 申請書中「4 先端設備等導入の内容(3)先端設備等の種類及び導入時期」には、施行規則第7条第2項に掲げる要件に該当するものが記載されているか、同意導入促進基本計画の内容に適合しているかについて確認する。また、施行規則第7条第2項に掲げる要件については、投資計画確認書が添付されていることを確認するとともに、設備等の名称/型式、取得年月(導入時期)、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額等が申請書の記載と一致することを確認すること。

三 申請書中「6 雇用に関する事項」に記載されている賃上げ方針について、変更計画申請日の属する事業年度(令和7年4月1日以降に開始する事業年度に限る)又はその翌事業年度と変更計画申請日の属する事業年度の直前の事業年度の比較になっているかを確認する(法人は事業年度、個人事業主は暦年)とともに、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させるものか、3%以上増加させるものか確認し、変更認定に伴い取得する設備に適用する特例率(1/2、1/4)を確認する。

※令和7年度税制措置では、従業員へ表明した賃上げ方針を変更した上で設備投資を行う変更認定申請が想定されるなど、変更後の「6 雇用に関する事項」、「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」を確認すること。例えば、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させるものから3%以上増加させることでの特例率の変更、雇用者給与等支給額を引き上げる目標年度の変更、新規申請時の賃上げ目標が既に対応終了した後に新たに行う賃上げ方針の策定による変更申請など想定されるため、雇用者給与等支給額の増加割合、実施時期などの確認が必要。

※令和7年度税制措置では、先端設備等導入計画に記載される設備ごと特例率が異なることが想定されるため、先端設備等導入計画別紙「4 先端設備等導入の内容(3)先端設備等の種類及び導入時期」の備考欄などを活用して事業者の特例率を明記させることを推奨。

四 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」について、申請書中「6 雇用に関する事項」に記載されている内容と齟齬がないかを確認するとともに、賃上げ方針の説明を受けた従業員代表の署名(記名・押印も可)があるかを確認する。

五 先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行うことを必須とする。

六 認定を受けた先端設備等導入計画(以下「認定先端設備等導入計画」という。)を変更した場合における事業の実施期間については、変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内(最大5年間)とする。

七 施行規則第26条第2項の「事業の実施状況を記載した書類」が添付されているか

を確認すること。当該書類については様式自由。なお、様式第23の「1 変更事項」及び「2 変更事項の内容」に関する記載も含め別添資料を作成し、まとめて記載することも可能とする。(参考様式3を参照。)

(2) 先端設備等導入計画の変更申請の提出<賃上げ方針を変更せずに設備のみ追加する場合>

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第23）
- ② 事前確認書（施行規則第26条第3項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 投資計画確認書（施行規則第26条第4項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（施行規則第26条第5項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」）

【運用】

- 一 **第2(1)先端設備等導入計画の変更申請の提出<当初提出された賃上げ方針の内容の変更するため、新たな賃上げ方針が位置付ける場合>**における運用一、二及び五～七と同じ。

(3) 先端設備等導入計画の変更申請の提出<賃上げ方針変更有り>[リース契約の場合]

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第23）
- ② 事前確認書（施行規則第26条第3項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 投資計画確認書（施行規則第26条第4項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（施行規則第26条第5項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」）
- ⑤ リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

【運用】

- 一 **第2(1)先端設備等導入計画の変更申請の提出<当初提出された賃上げ方針の内容の変更するため、新たな賃上げ方針が位置付ける場合>**における運用一～四及び六、七と同じ。

二 **第1(2) 先端設備等導入計画の提出<賃上げ方針の表明有り> [リース契約の場合]**における運用二～四と同じ。

(4) 先端設備等導入計画の変更申請の提出<賃上げ方針を変更せずに設備のみ追加> [リース契約の場合]

【確認すべき書類】

- ① 申請書（施行規則様式第23）
- ② 事前確認書（施行規則第26条第3項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）
- ③ 投資計画確認書（施行規則第26条第4項の「第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類」）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（施行規則第26条第5項の「賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類」）
- ⑤ リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

【運用】

一 **第2(1) 先端設備等導入計画の変更申請の提出<当初提出された賃上げ方針の内容の変更するため、新たな賃上げ方針が位置付ける場合>**における運用一及び五～八と同じ。

二 **第1(2) 先端設備等導入計画の提出<賃上げ方針の表明有り> [リース契約の場合]**における運用二～四と同じ。

(5) 固定資産税の特例措置に影響しない変更認定の申請

- 一 法人の代表者の交代、先端設備等の金額の若干の変更、資金調達額の若干の変更等、法第52条第4項の認定基準に照らし、認定先端設備等導入計画の趣旨が変わらないような軽微な変更は、法第53条第1項の変更とはみなさないものとする。

※「計画の変更」とは、計画の認定を受けた事業者が計画の進捗状況や市場の状況等を踏まえて一定の目的を持って行うものである。一方、上記の軽微な変更はそのような意図は薄いと考えられることから、「計画の変更」そのものに該当しないと判断される。例えば、法人の代表者の交代、導入予定設備の単価の増減やそれに伴う資金調達額の若干の減少等は、事業者が一定の目的を持って行うものではなく、計画を遂行していく過程で結果として生じたものであり、また認定要件にも関係しないものがあるため、「計画の変更」には該当しない。

第3 先端設備等導入計画の認定の取消手続

市区町村長は、認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていないと認めるときは、当該認定を受けた計画の代表者について、行政手続法第15条から第26条までの規定に基づき意見陳述のための聴聞の手続を行い、認定を取り消す必要がある場合には、参考様式6に認定を取り消す理由を記したうえで、当該認定を受けた中小企業者に交付する。認定を取り消した場合は、法第53条第4項に基づき、参考様式第7により所轄の経済産業局長に通知する。なお、認定先端設備等導入計画において、地方税法に基づく固定資産税の課税標準の特例の対象となる先端設備等の記載がある場合には、認定を取り消した旨、市町村税務部局（東京23区の場合は東京都）に書面等により情報共有を行う。

第4 標準処理期間

先端設備等導入計画の認定及び変更の手続に係る標準処理期間は、30日を参考に市区町村において定めることとする。

第5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 一 国及び市区町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市区町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。
- 二 市区町村は、認定に当たっては、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、市区町村が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

第6 指導及び助言

- 一 市区町村長は、中小企業者の利便に資するため、法の施行に際し担当窓口を設ける等、法の運用を担当する部署を定め、所轄の経済産業局や都道府県、近隣市区町村等の関係者と連携し説明会を開催する等、法の周知徹底に努める。

二 市区町村長は、先端設備等導入計画が的確に実施されるよう、必要に応じて次に掲げる指導及び助言を行う。

1. 先端設備等導入計画に係る手続及び支援策を紹介すること。
2. 先端設備等導入計画の認定により、税制の特例措置を受けることを期待する中小企業者に対しては、先端設備等導入計画の認定の判断と税制措置適用の判断は別個のものであり、地方税法に定める要件も満たす必要がある旨を明確に説明すること。

三 市区町村長は、認定先端設備等導入計画の遂行上、支障が生じていることを認める場合においては、中小企業者に対して計画内容、実施方法について計画変更を含め、再検討を促す。

第7 調査等

国及び市区町村長は、基本方針に基づき同意導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。また、市区町村は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。

第8 報告等

一 市区町村長は、先端設備等導入計画の認定をした場合及び先端設備等導入計画の変更に係る認定をした場合は、法第52条第5項（法第53条第5項において準用する場合を含む。）に基づき、経済産業大臣に対し、遅滞なく、下記事項等について通知することとする。

1. 先端設備等導入計画の認定件数（変更認定を含む）
2. 認定先端設備等導入計画に記載された先端設備等の価額・数量の合計（変更認定を含む）

二 市区町村長は、法第70条第5項の規定に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者に対して、認定先端設備等導入計画の実施状況に関する調査を行うことができる。

三 経済産業大臣は、法第71条第5項の規定に基づき市区町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。具体的には、上記一に掲げた項目等について報告を受け、政策評価を行うよう努めることとする。

また、経済産業大臣は、必要に応じ、市区町村に対して、その他認定先端設備等導入計画の執行状況に関する報告について、協力を求めることができる。